

八幡市さくら近隣公園子供動物園管理規程（昭和56年5月11日規程第13号）

最終改正:昭和60年4月19日規程第1号

改正内容:昭和60年4月19日規程第1号〔平成21年6月30日〕

○八幡市さくら近隣公園子供動物園管理規程		昭和56年5月11日規程第13号
改正		
昭和60年4月19日規程第1号		
八幡市さくら近隣公園子供動物園管理規程		
第1条 この規程は、八幡市さくら近隣公園子供動物園（以下「動物園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。		
第2条 動物園の休園日及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときはこれを変更することができる。		
（1）休園日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当る場合においては、その翌日）及び12月28日から翌年1月3日までの各日		
（2）開園時間 午前9時から午後4時30分まで		
第3条 動物園の入園料は八幡市都市公園条例（昭和47年八幡市条例第14号）別表に定めるところによる。		
第4条 次の各号の一に該当する者に対しては、入園を拒絶し、または退園させることができる。		
（1）動物を引き連れ、または他人の迷惑となるような物品を携帯する者		
（2）管理人が園内の取締り、または管理上差支えがあると認めた者		
第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。		
附 則		
この規程は、公布の日から施行する。		
附 則（昭和60年4月19日規程第1号）		
この規程は、昭和60年5月1日から施行する。		